

## 東日本大震災に係る水道給水装置設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、東日本大震災により住宅が全壊又は半壊の被害を受けた者を支援するため、南三陸町内(災害危険区域を除く。)へ新たに住宅を建築する場合の水道給水装置設置経費について、予算の範囲内で水道給水装置設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、南三陸町補助金等交付規則(平成17年南三陸町規則第33号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 戸建住宅又は併用住宅(床面積の合計が2分の1以上居住の用に供する建物をいう。)をいう。
- (2) 給水装置 水道水の供給を受けるために町の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (3) 災害危険区域 南三陸町災害危険区域に関する条例(平成17年南三陸町条例第152号)第2条に規定する区域をいう。
- (4) 町税等 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び水道使用料をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 東日本大震災により、居住していた町内の住宅が全壊又は半壊の被害を受けた者で、新たに南三陸町内(災害危険区域を除く。)に居住するため、住宅を新築するもの
- (2) その他町長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、町税等の滞納者については、補助対象とはしない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 第1止水栓までの給水装置(水道メータを除く)設置に係る経費
- (2) 水道水の安定供給を図るため設置するポンプ及び受水槽等の設置経費
- (3) その他町長が特に必要と認める経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額以内とし、対象となる住宅1件につき1,000千円を限度とする。

2 第3条第1項に該当する者が複数の共同により給水装置を設置する場合の補助金の額は、当該共同での設置に要した費用の合計額を補助対象経費とし、対象となる住宅1件あたりの限度額を1,000千円とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、水道給水装置設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない

い。

- (1) 災証明書又はその写し
  - (2) 工事費見積書
  - (3) 位置図及び配置図
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- (交付の可否の決定)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、水道給水装置設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は水道給水装置設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその可否を申請者へ通知するものとする。

(変更承認申請等)

第8条 前条第2項により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、申請の内容を変更し、又は工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、水道給水装置設置費補助金変更等承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る工事が完了したときは、速やかに、水道給水装置設置費補助金事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る請求書又は領収書の写し
  - (2) 完成図面
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- (額の確定)

第10条 補助金の額の確定は、水道給水装置設置費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、水道給水装置設置費補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(工事の確認)

第12条 町長は、補助事業を適正に執行するため、水道工事の現場に立ち入り調査をすることができる。

附 則

- 1 この告示は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

水道給水装置設置費補助金交付申請書

年 月 日

南三陸町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

東日本大震災に係る給水装置設置費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 給水装置設置場所 南三陸町
- 2 交付申請額 金 円
- 3 工事施工業者名
- 4 添付書類
  - (1) 被災証明書・被災証明書写し
  - (2) 工事見積書
  - (3) 位置図及び配置図
  - (4) その他町長が必要と認める書類

様

南三陸町長

印

水道給水装置設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった水道給水装置設置費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、東日本大震災に係る給水装置設置費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

記

I 交付決定額 金 円

II 交付条件等

- 1 補助対象者は、平成 年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。
- 2 承認事項等
  - (1) 補助対象者は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ変更承認等申請書（様式第4号）を町長に提出し承認を受けなければならない。
    - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
    - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
  - (2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 実績報告  
補助対象者は、補助金に係る事業完了後、速やかに実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。
- 4 補助金の確定等  
町長は、3の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 5 補助金の交付等  
補助金は、4の規定による補助金の額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、速やかにその補助金を全額交付する。

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日  
号

様

南三陸町長

印

水道給水装置設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった水道給水装置設置費補助金については、下記の理由のとおり不交付と決定したので、東日本大震災に係る給水装置設置費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

理 由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

南三陸町長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

水道給水装置設置費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け、南三陸町指令第 号で交付の決定を受けた水道給水装置  
設置費補助金について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので承認願います。

記

理 由

年 月 日

南三陸町長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

水道給水装置設置費補助金事業実績報告書

年 月 日付け南三陸町指令第 号で交付決定を受けた水道給水装置  
設置費補助金に係る事業が完了したので、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 工事等の実績額 金 円
- 3 添付書類
  - (1) 工事等に係る請求書又は領収書の写し
  - (2) 完成図面

第 年 月 日 号

様

南三陸町長



水道給水装置設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け南三陸町指令第 号で交付決定し、年 月 日付けで実績報告書の提出のあった水道給水装置設置費補助金について、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め、南三陸町補助金等交付規則第14条の規定により、その額を 円に確定します。



様式第7号（第11条関係）

水道給水装置設置費補助金交付請求書

請求金額 金 円

年 月 日付け第 号で額の確定があった水道給水装置設置費補助金を  
上記のとおり請求します。

なお、補助金については、下記口座に振り込みされるようお願いいたします。

年 月 日

南三陸町長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

記

- 1 振込先金融機関名
- 2 支 店 等 名
- 3 預 貯 金 種 類
- 4 口 座 番 号
- 5 口 座 名 義 人  
(ふりがな)

※口座名義人は、特別の事情がある場合を除き、交付決定を受けた者とする。

# 納税状況確認同意書

平成 年 月 日

南三陸町長 佐藤 仁 様

<補助申請者>

住 所：南三陸町

氏 名： ⑩

連絡先：

東日本大震災に係る水道給水装置設置費補助金交付申請にあたり、納税状況について、南三陸町が確認することに同意します。

## 納 税 状 況 確 認 欄

上記の者については、平成 年 月 日現在、未納がないことを確認しました。

平成 年 月 日

町民税務課担当者氏名

※未納があります ( )